



たったもカードで 最大20,000円分のマイナポイント が受け取れます！



マイナンバーカードと対象のキャッシュレス決済サービスを連携すると、そのキャッシュレス決済サービスで利用できる「マイナポイント」。

このたび9月30日から、マイナポイントの対象となるキャッシュレス決済サービスに「たったもカード」が追加され、たったもカードでマイナポイントが受け取れるようになりました。

すでにマイナンバーカードをお持ちで、マイナポイントの申込みをされていない方も申込みができます。

マイナンバーカードの
新規取得等で
最大5,000円分

+

健康保険証としての
利用申込みで
7,500円分

+

公金受取口座の登録で
7,500円分

※20,000円チャージ時の25%相当。

マイナポイントの申込み後、たったもカードで電子マネーのチャージをする必要があります。

なお、チャージするタイミングにより、マイナポイントに加えて通常のチャージポイントが付与される場合と付与されない場合があります。本来付与されるべき通常のチャージポイントが付与されていない場合は、その分のポイントを後日商工会から付与します。



マイナポイントを受け取るには、申込みをする必要があります！

以下のいずれかの方法でマイナポイントの申込みを行ってください。

①スマートフォン・パソコンから申込む

以下のURLまたは右のQRコードからマイナポイントのサイトへアクセスし、必要なアプリ等をダウンロードして申込みを行ってください。

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>



②申込みサポート窓口で申込む

役場住民課・役場企画課・日南町商工会で申込みのサポートを行っています！窓口へお越しください。

マイナポイント申込みに必要なもの

マイナンバーカード、たったもカード、預貯金口座のわかるもの（公金受取口座を登録する場合）、マイナンバーカードの交付時に設定した数字4桁のパスワード（暗証番号）

マイナンバーカードの申請はお早めに！ カード申請は12月末まで！

マイナポイントの申込みは令和5年2月28日までですが、マイナポイントの申込みのためには**12月末までにマイナンバーカードの申請**をすることが必要です。

まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会にマイナンバーカードを申請しましょう！

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください！

- マイナンバーカードの申請に関すること 役場住民課 TEL：82-1112
- たったもカードに関すること 役場企画課 TEL：82-1115・日南町商工会 TEL：82-0145
- マイナポイントに関すること 役場住民課・役場企画課・日南町商工会

